

謝金規程

特定非営利活動法人 ヒミツキチ

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人ヒミツキチ（以下「当法人」という）が主催する研修事業、セミナー事業等において講師、講義等を行う講師に対する講師料、その他謝金についての基本的な基準を定めることを目的とする。ただし、委託事業の予算上等の都合上、別途定められた規程もしくは委託契約がある場合は、その契約による。

(謝金対象者の分類定義)

第 2 条 この規定における謝金対象者を次のとおり分類する。

- (1) 外部講師 当法人が独自の事業を自主的かつ主体的に執行する場合及び、それに準じた活動における外部に依頼する講師
- (2) 内部講師 当法人が独自の事業を自主的かつ主体的に執行する場合及び、それに準じた活動における本会員の講師

(謝金の対象となるもの)

第 3 条 諸謝金の対象となるのは、次のものとする。

- (1) 講座
- (2) 研修会
- (3) シンポジウム、パネルディスカッション
- (4) 講演会
- (5) 座談会
- (6) 原稿執筆
- (7) その他本会理事会が認めるもの

(外部講師謝金の単価)

第 4 条 外部講師謝金の単価は次のとおりとする。ただし、招聘する相手方に別途基準がある場合は、この限りではない。また、金額には源泉徴収税を含む。

【講座、研修会】

2 時間以内を 1 単位とし、20,000 円以内とする。

【シンポジウム、パネルディスカッション】

2 時間以内を 1 単位とし、10,000 円以内とする。

【講演会】

2 時間以内を 1 単位とし、30,000 円以内とする。

【座談会】

2 時間以内を 1 単位とし、5,000 円以内とする

(内部講師謝金の単価)

第 5 条 内部講師謝金の単価は次のとおりとする。また、金額には源泉徴収税を含む。

【講座、研修会】

2 時間以内を 1 単位とし、10,000 円以内とする。

【シンポジウム、パネルディスカッション】

2 時間以内を 1 単位とし、5,000 円以内とする。

ただし、ファシリテーター、コーディネーター等については、10,000 円以内とする。

【講演会】

2 時間以内を 1 単位とし、30,000 円以内とする。

【座談会・原稿執筆】

なし。 但し当法人の運営が軌道に乗った場合は理事会で協議する。

(講師の旅費)

第 6 条 講師の旅費は、原則として、最も合理的な順路によって要する交通費の実費を支給する。

(講師派遣の単価)

第 7 条 当法人が外部に役職員を派遣する際の単価は次のとおりとする。ただし、招聘する相手方に別途基準がある場合は、この限りではない。また、金額には源泉徴収税を含む。

【講座、研修会】

2 時間以内を 1 単位とし、代表理事級 30,000 円、所長級 20,000 円、常勤職員級 10,000 円とする。

【シンポジウム、パネルディスカッション】

2 時間以内を 1 単位とし、代表理事級 70,000 円、所長級 50,000 円、常勤職員級 30,000 円とする。

【講演会】

2 時間以内を 1 単位とし、代表理事級 70,000 円、センター長級 50,000 円、常勤職員級 30,000 円とする。

【座談会】

2 時間以内を 1 単位とし、5,000 円とする

(委任)

第 8 条 この規定に定めるほか、必要なことは理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 9 条 この規定を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 令和 2 年 9 月 1 日より適用。